

今後の料金負担の在り方（企業団の考え方）

（静岡県大井川広域水道企業団）

1 3部料金制の導入

企業団の導水・浄水・送水施設は、供給開始から 35 年が経過し、今後施設更新事業に取り組むことになる。当面の間は、整備済の 160,700 m³/日の施設（以下「当初施設」という。）と更新事業により整備される 132,590 m³/日の施設（以下「更新施設」という。）が混在することになる。

今後の料金負担について、企業団では、従前から構成団体のそれぞれの施設に対する水量割合に応じた負担になるよう、基本料金を当初施設分（以下「旧基本料金」という。）と更新施設分（以下「更新基本料金」という。）に区分した 3 部料金制が意義のあるものと考えている。

2 3部料金制（更新基本料金新設）に伴うダム関連経費及び撤去費の扱いについて

(1) ダム関連経費

- ・資金収支方式から総括原価方式へ算定方式を見直した平成 29 年度の料金改定では、減価償却費、資産減耗費、支払利息、資産維持費を基本料金原価とし、それ以外の費用は、使用料金原価に配賦した。
- ・この結果、ダム関連経費は使用料金原価に含まれることになったが、平成 29 年の料金改定は、基本料金と使用料金の割合や料金単価の値下げに焦点が当てられており、ダム関連経費の配賦について特別な議論は行われていない。
（基本料金：48→31 円/m³、使用料金：38→32 円/m³）
- ・以上の経緯と施設更新実施計画により施設能力が大きく変更していく中で、今回の『3部料金制』を取り入れ、基本料金原価を旧基本料金と更新基本料金に区分する中で、改めて料金原価の配賦について検討した。
- ・このうち、企業団設立時の当初申込水量により建設された長島ダムの関連経費は、水量の多寡や施設更新の有無に関係なくダムが存続する限り生じる固定的な経費である。
- ・加えて、建設により発生した費用が今後も継続（減価償却費は令和 39 年度まで、企業債元利償還金は令和 13 年度まで）することを踏まえ、旧基本料金原価に配賦することが、構成団体の公平な負担及び企業団の安定経営につながると考えている。

(2) 撤去費

- ・企業団設立時の当初申込水量に基づき建設された施設の撤去については、更新事業との関連性により判断する。
- ・撤去後に施設更新を行う場合は、撤去費を更新費用に含めて資産計上することで、更新基本料金原価の減価償却費として扱う。なお、撤去費を更新費用に含めることで、撤去費も企業債の対象となるなど、費用が平準化され、安定経営に繋がる。
- ・撤去のみ行う施設（廃止管路の充填処理を含む）は、更新事業と一体性がないため、旧基本料金原価の資産減耗費として扱う。